

地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業公募要領

1. 対象事業

本事業では、全国のモデルとなるような、地域における自立的な太陽光発電導入を促進し、地域単位で住宅用太陽光発電由来のグリーン電力を証書化し、オフセットを実施する地元企業等の需要と結びつけ、グリーン電力証書の普及とその販売代金を設置費用の早期回収に充てるモデル事業を募集する。

2. 公募対象団体

公募の対象は、都道府県等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19にいう指定都市を含む。以下同じ。）及び市町村等（地方自治法第281条に規定する特別区を含む。以下同じ。）とする。なお、2以上の都道府県等及び市町村等が共同して実施する場合についても公募の対象とする。

3. 事業期間

単年度（平成21年度）又は複数年度（平成21年度及び平成22年度又は平成21年度から平成23年度まで）とする。

ただし、契約は本年度のみの単年度契約とし、本年度の業務実績が良好と認められた場合には、提出された事業計画書等を踏まえて次年度の契約を行う。次年度の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合に行うものであり、次年度の「予算見込み額」に比較して大幅な予算額の変更、予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがある。

また、事業効果の持続状況等について、事業完了後3年経過した時点において報告を求める。

4. 事業内容等

事業内容には以下を含むものとする。

(1) ソーラーのまちづくり推進協議会の設置と運営

① 本事業を受託した地方公共団体(以下「受託地方公共団体」という。)が主体となり、モデル事業を実施する「ソーラーのまちづくり推進協議会（仮称）」を設置する。

② 協議会は以下の者で構成し、その事務局は受託地方公共団体が担当する。
なお、協議会にはイ～ロの者を必ず含めるものとする。

イ モデル事業の実施主体である受託地方公共団体

ロ モデル事業の再委託先がある場合は、当該再委託先団体

ハ モデル事業から生じるグリーン電力証書を購入する意思のある事業者

ニ 商工会議所等の地域の事業者団体

ホ 学識者等

へ 再生可能エネルギーの普及等を行う市民団体

ト 製造、販売、施工、メンテナンス等に係る事業者

チ その他モデル事業の実施に貢献すると考えられる者

③ 協議会は以下の事務を実施する。

- イ モデル事業実施計画（年次計画及び複数年度事業の場合には全体計画）の策定と事業の進捗管理
- ロ 太陽光発電設備設置世帯の募集
- ハ グリーン電力証書購入事業者等の募集
- ニ 事業報告シンポジウムの開催
- ホ 購入事業者に対するインセンティブ、優遇措置等の検討
- ヘ モデル事業実施評価の実施及び実施報告書（年次報告及び複数年度事業の場合には全体報告）の作成

(2) グリーン電力証書の発行及び証書取引に係る事務等

- ① 太陽光発電設備設置世帯への計量法適合電力メーターの設置支援
- ② 証書の購入、販売契約の締結、購入・販売・申請費用等の収受、支払い
- ③ 太陽光発電設備設置世帯の環境価値をとりまとめ、グリーンエネルギー認証センターへの各種申請手続き
- ④ その他グリーン電力の取引に必要な事務

(3) 事務の再委託

4. (1) ②③及び(2)の事務について、受託地方公共団体は、第三者に再委託して実施することができる。ただし、その再委託に伴う事務の実施責任は受託地方公共団体が負うものとする。

5. 委託金額の目安

(単位：千円)

| | 平成21年度委託費 |
|-------|-----------|
| 都道府県等 | 10,000 |
| 市町村等 | 6,000 |

※事業内容によって、委託費の額が変動することがある。2以上の都道府県等及び市町村等が共同して実施する場合もその事業内容に応じて委託費の額を決定する。

6. 対象経費

モデル事業の対象となる経費は、以下のとおりとする。

- ・ 協議会設置、運営に要する経費
- ・ 太陽光発電設備設置者募集に要する経費
- ・ グリーン電力証書購入事業者等募集
- ・ 計量法適合電力メーターの設置に要する経費（一戸当たり3万円（工賃を含む。）を上限とする。）
- ・ 発電設備認定申請及びグリーン電力証書認証申請に要する経費
- ・ 事業報告シンポジウム開催に要する経費
- ・ その他事業を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費

<委託事業の経費の区分>

| | | |
|------|----------|--|
| 直接経費 | 人件費 | 委託事業に直接従事した者の人件費。 |
| | 謝金 | システム開発協力者に支払う謝金である。また、相当な期間を継続的に雇用する場合は対象とならない。 |
| | 旅費 | モデル事業実施に必要となる協議会・打合せ等への出席旅費に限る。 |
| | 消耗品費 | 事務用紙、電力メーター、文房具、燃料代、消耗機材、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象。 |
| | 印刷製本費 | 文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費。 |
| | 通信運搬費 | 切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、本事業に使用した料金であることが証明できる経費。 |
| | 借料及び損料 | 会場借料等。 |
| | 会議費 | 会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり、1,000円を目安とする。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上すること。 |
| | 賃金 | モデル事業の実施に必要な人員の賃金が対象。 |
| | 雑役務費 | タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データソフト収集作成料等が対象。 |
| | 再委託費・外注費 | モデル事業の実施に直接必要な経費であり、受託自治体が直接実施することが出来ない業務について他の機関等に再委託・外注して実施するための経費。 |
| | その他経費 | その他事業を行うために必要な経費で、環境大臣が承認した経費。 |

7. 選定箇所数

公募に対し提案のあった都道府県等及び市町村等の中から、都道府県等5箇所程度及び市町村等5箇所程度とする。ただし、応募の状況により選定箇所数は変動する。

8. 事業要件

モデル事業は次の要件を満たすことを要する。

- ① 全国的なモデルとして他の地域への高い波及効果を持つと見込まれる事業であること。
- ② 事業期間が完了した後も、自立的に事業の継続が見込まれること。
- ③ 地域の特色を活かした事業であること。
- ④ モデル事業計画において見込まれる住宅用太陽光発電設備容量の年度毎の合計が、都道府県等が行う事業にあつては概ね 700kW (3.5kW として 200 戸相当) 以上、市町村等が行う事業 (都道府県等と共同で行うものを除く。) にあつては概ね 350kW (3.5kW として 100 戸相当) 以上であること。ただし、人口規模など、これに依ることができない特段の勘案事項がある場合にはこの限りでない。なお、1 戸当たりの設備容量の上限は 10kW 未満であること。

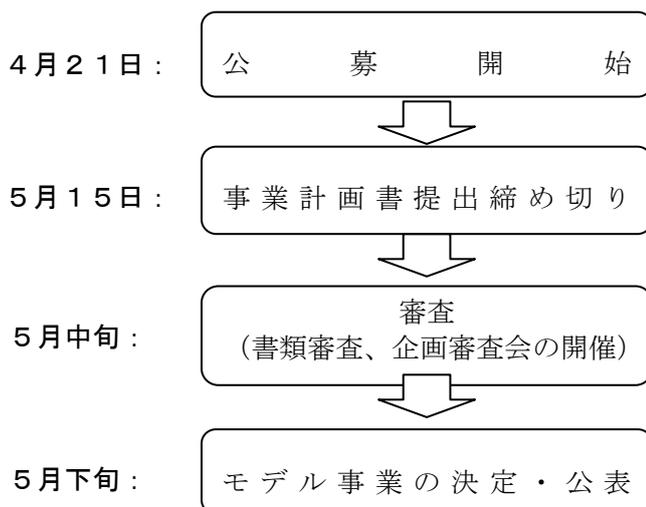
- ⑤ モデル事業計画において、当該事業に基づき設置する年度毎の住宅用太陽光発電の設備容量の概ね半数以上が新規設置（太陽光発電設備を設置する世帯が本事業への参加を決定した後に設置工事に着工することをいう。）であること。
- ⑥ 太陽光発電設備を設置する際に本モデル事業以外の補助金等の交付を受けた場合には、当該補助事業により太陽光発電設備設置世帯の環境価値の移転等が制限されていないこと
- ⑦ モデル事業計画において、当該事業に基づき発行が見込まれる年度毎のグリーン電力証書の概ね半数以上（電力量ベース）を受託地方公共団体が管轄する区域において事業活動を行う事業者（事業所の所在地が当該地域内にない場合においても対象とする）が購入する見込みであること。ただし、産業立地特性など、これに依ることができない特段の勘案事項がある場合には、この限りでない。
- ⑧ 本事業は、同事業に基づき発行したグリーン電力証書の販売が保証されるものではない旨を事業に参加する住宅用太陽光発電世帯が理解するよう十分に説明するとともに、グリーン電力証書の販売等に伴って対応すべき事項が生じた場合には受託地方公共団体において処理すること。

9. 審査方法及び審査基準

必要に応じ書類選考により対象を絞った後、環境省に置く企画審査会による審査により採択事業を決定する。審査基準及び配点は別紙のとおりとする。

審査のため、必要に応じてヒアリングの実施や追加資料の作成・提出等を求める場合がある。なお、審査結果については、採択事業をホームページ等を通じて公表する。

10. モデル事業決定等のスケジュール



1 1. 提出書類

モデル事業の申請は、申請書（様式1）に事業計画書（様式2）を添えて提出することにより行う。

1 2. 応募期間・応募方法

本事業の応募については、4月21日から5月15日までの間に、応募書類を環境省総合環境政策局総務課へ、郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）にて提出するものとする（公募締切日の消印まで有効）。封書の宛名面には、「地域におけるグリーン電力証書の需要創出モデル事業申請書」と明記してください。

1 3. その他

採択した全国のモデル事業について、全体的な統括、進捗管理及び支援を行う観点から、別途民間団体を選定し、当該団体にモデル事業実施統括・支援業務を委託することを予定している。受託地方公共団体は、当該統括・支援業務実施団体と連携・協力しながらモデル事業を実施していくこととなる。

【問い合わせ先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局総務課・環境研究技術室（担当：田村・山田）

電話：03-5521-8227 FAX：03-3593-7195